

鳥取県介護員養成研修(介護職員初任者研修)修了者と
みなす場合の事務取扱要領

平成 25 年 3 月 11 日
平成 28 年 2 月 26 日改正
平成 31 年 3 月 18 日改正
福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 趣旨

この要領は、「鳥取県介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という。）第 22 条第 1 項において定める、看護師の資格を有する者等を介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の修了者とみなす場合について、その具体的な事務取扱いを定める。

2 事務取扱

事業実施要綱第 22 条第 1 項において定める初任者研修の修了者とみなす者のうち、次に挙げる者が初任者研修の修了者として訪問介護等の業務に従事する場合は、「介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）修了証明申請書」（様式第 1 号）により鳥取県知事に申請し、修了証明書及び携帯用修了証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 看護師及び准看護師の資格を有する者。
- (2) 居宅介護従業者養成研修 1 級課程、2 級課程及び居宅介護職員初任者研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- (3) 介護福祉士実務者研修を修了した者。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 2 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

様式第1号

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号
申請者 住 所 印
氏 名
生年月日 年 月 日 生
(電話番号)

介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）修了証明申請書

下記のとおり、介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）修了証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

| | |
|--------------------------|-------------|
| 修了課程 | 介護職員初任者研修課程 |
| 保有資格 | |
| 上記に関する業務の従事経験 | |
| 過去に受けた研修等 | |
| 訪問介護員として勤務する (予定)の事業所 | 所在地 名 称 |

添付書類 1 保有資格の免許状等の写し

(鳥取県収入証紙貼付欄 (650円))

